



平成 28 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社トライアンフコーポレーション  
代表者名 代表取締役 小澤 勝  
(コード 3651)  
問合せ先 経営管理部長 末次 達也  
(TEL. 03-5332-6751)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 28 年 12 月 28 日開催予定の定時株主総会に、定款変更に関する議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 取締役の任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築し、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものです。

##### (2) 監査役会の設置

当社は現在、監査役相互の連絡・意見交換を行う場として、任意の組織である監査役協議会を設置しておりますが、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実と強化を図るため、監査役会設置会社に移行するものです。

##### (3) 会計監査人の設置

当社は現在、有限責任監査法人トーマツより、東京証券取引所の規則に基づいて任意の監査を受けておりますが、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実と強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものです。

なお、会計監査人には有限責任監査法人トーマツが就任する予定です。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 12 月 28 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 12 月 28 日 (水)

以上

※下線は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
第1条～第19条 (条文省略)	第1条～第19条 (現行どおり)
第20条 (取締役の任期) 1. <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u>	第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)
第21条～第22条 (条文省略)	第21条～第22条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 監査役
第23条 (監査役の数) 当社の監査役の員数は、 <u>3名以内</u> とする。	第23条 (監査役の数) 当社の監査役の員数は、 <u>3名</u> とする。
第24条～第31条 (条文省略)	第24条～第31条 (現行どおり)
第7章 <u>監査役協議会</u>	第7章 <u>監査役会</u>
第32条 ( <u>監査役協議会</u> ) 当社は、 <u>監査役協議会</u> を設置する。  (新設)  (新設)	第32条 ( <u>監査役会</u> ) 当社は、 <u>監査役会</u> を設置する。  第33条 ( <u>常勤の監査役</u> ) <u>監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u>  第34条 ( <u>監査役会の招集通知</u> ) 1. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、前項に示す招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	第35条 ( <u>監査役会の決議方法</u> ) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
第33条 ( <u>監査役協議会規程</u> ) 当社の <u>監査役協議会</u> の運営に関する事項に	第36条 ( <u>監査役会規程</u> ) 当社の <u>監査役会</u> の運営に関する事項につい

<p><u>については、監査役協議会において定める監査役協議会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>8</u>章 計算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p><u>ては、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第<u>8</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>37</u>条 (会計監査人の設置) <u>当社は、会計監査人を設置する。</u></p> <p>第<u>38</u>条 (会計監査人の選任) <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>第<u>39</u>条 (会計監査人の任期) <u>1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第<u>9</u>章 計算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>42</u>条 (現行どおり)</p>
--	---